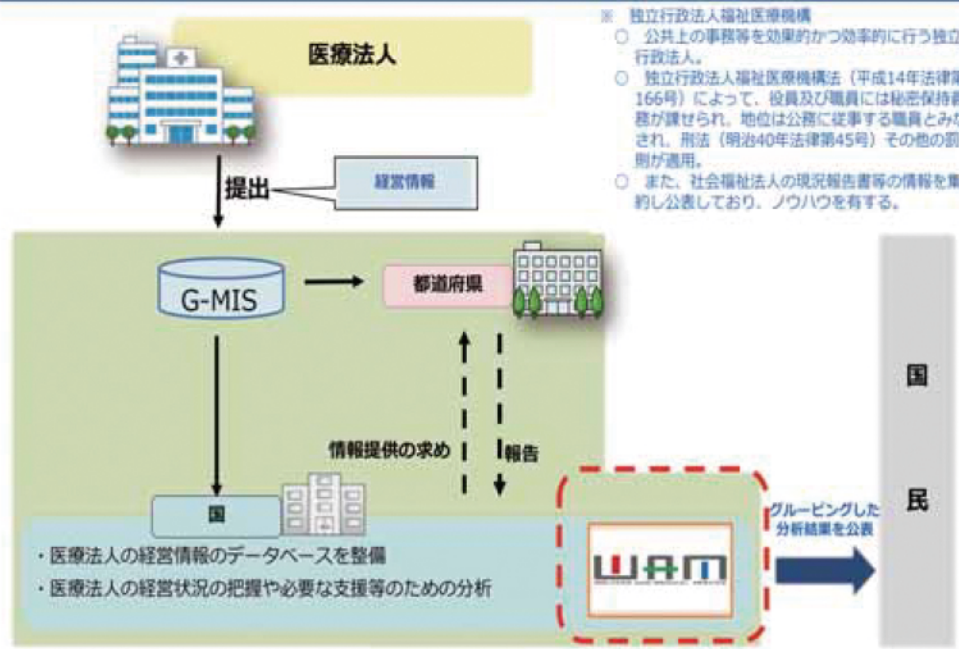


「医療法人の経営情報のデータベース」の運用に当たって、国と独立行政法人の関係性を踏まえ、独立行政法人福祉医療機構（WAM）を活用して進めることを検討中。



- 独立行政法人福祉医療機構
 - 公共上の事務等を効果的かつ効率的に行う独立行政法人。
 - 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）によって、役員及び職員には秘密保持義務が課せられ、地位は公務に従事する職員とみなされ、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則が適用。
 - また、社会福祉法人の現況報告書等の情報を集約し公表しており、ノウハウを有する。

第2回医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会参考資料より

解説

原則全医療法人に詳細な経営情報提出を義務付け

厚労省、今通常国会に提出し成立を目指す

嶋賢治（協賛顧問税理士・嶋会計センター所長）

医療法人は、決算について毎会計年度終了後3月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書（以下「事業報告書等」という）を、監事の監査を経た上、長崎県知事に届け出なければなりません。

この事業報告書等は、長崎県庁にある「県政情報閲覧エリア」で、閲覧・コピー等を行うことができています。

ただ、現状ではその経営情報の報告すべき項目は大まかなもので、損益計算書は事業収益、事業費用、事業外収益、事業外費用の4項目の合計額のみです。貸借対照表や財産目録では流動資産、固定資産、流動負債、固定負債の4項目の合計額のみです。

算出される利益や純資産も表示はされていますが、当該法人の詳細な数値の経営分析は不可能です。法人の経営規模の推測はできても、人件費などの情報はありませんで、役員の報酬などももちろんわかるはずはありません。

昨年11月9日、「医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会」で「報告書」が

まとめられました。その「報告書」によれば、2023年度中からすべての医療法人に対して経営指標の詳細の提出を求め、国がデータベース化し、様々な政策等に活用することとしています。その活用については、表1にある5項目を挙げています。

【表1】想定されているデータベースの活用例

- 医療機関の経営状況をもとに、国民に対して医療が置かれている現状・実態の理解の促進
- 医療機関の経営状況の実態を踏まえた、効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築のための政策の検討
- 物価上昇や災害、新興感染症の発生等に際し、経営への影響を踏まえた的確な支援策の検討
- 実態を踏まえた医療従事者等の処遇の適正化に向けた検討
- 社会保険診療報酬に関する基礎資料である医療経営実態調査の補完

厚労省「『医療法人の経営情報のデータベース』の在り方に関する報告書」より引用

このことは「処遇改善への活用（職種別の一人当たり給与費）」という項目を設け、

○医療従事者の処遇の適正化を進めるため、新たな制度によって、医療機関における現状の給与の把握をするには「職種ごとの給与費の合計額」と「職種ごとの延べ人数」により算出できるが、医療法人における財務情報として存在しないことも考えられ、医療法人の負担を考慮すれば既存調査で対応可能なものは、それを活用すべきである。

○このため、新たな制度では「職種ごとの延べ人数」については、別途「病床機能報告」によって報告されている毎年7月1日時点の「職種別の人数を活用することとし、例えば無床診療所のように「病床機能報告」において得られない場合には病床機能報告の調査対象日と同じ7月1日時点の人数の報告を新たな制度によって求めるべきである。

と、「職種ごとの年間一人当たり給与費の把握」に並ならぬ意欲を示しています。

一人医師医療法人の職種ごとの給与費のなかの医師・歯科医師の欄は、とりもなおさず理事長先生個人の年間給与のことです。現在、個人開業の医療の方の所得は個人所得税の申告などで統計的に把握することは可能で、そのところが法人形態での先生の給与の実態は法人税の申告書の中の内訳書でしかわからないためほとんど把握が不可能です。

さらに今回の「検討会の報告書」で気になるのが、その中に「国民に対して丁寧な説明していく」という文言が多量にあり、その必要性が強調されていることだ。

一般の国民は医療の経営指標に対して興味や関心は示しません。関心を示すのはその給与、とりわけ医師の給与です。

検討会の報告書の「詳細な経営情報の提出」が、その活用目的である医療従事者の処遇の改善につながるがいいことですが、診療報酬削減の材料にでもされれば報告書を作成する手間をかけた甲斐もありません。

この「検討会の報告書」

診療所に求める経営情報の具体的項目は医療収益（外来診療収益・その他の医療収益等）医療費・その他の医療費用（材料費・給与費・委託費・減価償却費・機器賃借料・その他の医療費用）医療利益、医療外収益、医療外費用、経常利益、税引き前当期純利益、法人税等負担額、当期純利益で、事業報告書様式より内容がより細分化されています。

なお、貸借対照表に關しては現行の事業報告書様式を活用するとしており、損益計算書、その中でも給与費により力を入れている点が特筆できま

は社会保障審議会・医療部会での審議を経て、医療法改正案を2023年の通常国会へ提出され、成立すれば2023年度中にデータベース構築を行います。

行い、データの一定程度の集積を待つて利活用をスタートします。成り行きを注視する必要があります。